

山形市インターンシップ実習生受入れ要領

第1 趣旨

この要領は、大学等が実施するインターンシップにより本市に派遣される学生（以下「実習生」という。）の受入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 実習生の要件等

- 1 受入れの対象となる者は、インターンシップに基づく実習（以下「実習」という。）の実施に関し、本市との間で覚書（別記様式第1号）を締結した大学（短期大学を含む。）又は大学の学部（以下「派遣学校」という。）に在籍する学生とする。
- 2 一の派遣学校から受け入れる実習生は、若干名とする。

第3 実習生の決定

- 1 派遣学校の長は、実習を希望する学生があるときは、文書により市長に推薦するものとする。
- 2 市長は、前項の推薦があったときは、推薦の内容を審査のうえ実習生を決定し、その結果を当該派遣学校に通知するものとする。

第4 実習生の身分

受入れの際の実習生の身分は、学生のままとする。

第5 実習内容

実習内容は、本市の業務のうち、次に掲げるもの以外の業務に関するものについて、実習生の希望をもとに調整し、決定する。

- （1）危険を伴う業務
- （2）個人情報などの秘密事項を取り扱う業務

第6 実習期間等

- 1 実習期間は、おおむね1週間とする。
- 2 実習時期については、派遣学校と調整のうえ、決定する。

第7 誓約書

守秘義務の遵守等を誓約させるため、実習生から事前に誓約書（別記様式第2号）の提出を受けるものとする。

第8 経費の負担

実習は、無報酬とし、交通費、保険料等の必要経費は、実習生の負担とする。

第9 損害賠償責任等

- 1 実習期間中に実習生の故意又は重大な過失により本市又は第三者に損害が生じたときは、実習生及び当該実習生を推薦した派遣学校がその賠償の責を負うものとする。

- 2 実習中に本市の責に帰さない事故又は災害が発生したときは、実習生及び当該実習生を推薦した派遣学校の責任において処理するものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成14年7月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月12日から施行する。